



経理の窓 12月号

平成21年12月1日号

この一年間ありがとうございました。明年も良き年になりますように。

今月の税務

法人 : 10月決算法人の確定申告と納税
地方税 : 固定資産税と都市計画税の第3期分の納付

平成21年度からの上場株式等の配当等と売却損の損益通算について

株式等の売却損は、他の株式等の売却益から控除します（損益通算）が、控除してもなお控除しきれない赤字の金額は、給与所得などの他の各種所得の金額からは、差し引くことができません。

ただし、平成21年から、上場株式等の配当等について、分離課税の配当所得として、申告することを選択した場合は、控除しきれなかった赤字の金額のうち、上場株式等の譲渡損失の金額を上場株式等の配当所得の金額から控除できるようになりました。この控除をするには、確定申告が必要です。

また、損益通算した結果、上場株式の譲渡損失の金額は、一定の条件を満たす場合には、その譲渡損失が生じた年の翌年以後3年間にわたって株式等の譲渡による所得の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除できます。この控除をするには、確定申告が必要です。

上場株式等の配当所得について

配当所得とは、株主や出資者が法人から受ける配当のほかに、投資信託や特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得をいいます。（この場合の投資信託には、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を、含みません。）

配当所得の金額 = 収入金額（源泉徴収前の金額） - 株式等を取得するための借入金の利子

税額の計算方法には、総合課税・確定申告不要制度・申告分離課税の方法があります。

株式や投資信託等の取引により、市町村の国民健康保険料や社会福祉に影響がある場合があります。

	確定申告をする		確定申告をしない 確定申告不要制度適用
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借入金の利子の控除	あり	あり	なし
税率	累進税率	所得税7% 地方税3%	所得税7% 地方税3%
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等との譲渡 損失との損益通算	なし	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額 に含まれる	合計所得金額 に含まれる	合計所得金額 に含まれない

平成24年1月1日以後、確定申告不要制度と申告分離課税の税率は、所得税15% 地方税5%になります。

上場株式等に係る配当等との損益通算の特例の適用を受けている場合は、適用後の金額、
上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合は、適用前の金額になります。

確定申告をする必要がある方

所得税の確定申告は、(1) 納税額がある場合、(2) 還付を受ける場合、(3) 翌年以後に純損失等の繰越控除を受けたい場合(確定損失申告) に行います。(2) 及び(3) については、納税者の任意となっています。

(1) 確定申告をする必要のある方(納税額がある場合)

事業所得や不動産所得などがある方

給与所得者のうち確定申告する必要がある方

* 給与の収入が、2,000万円を超える方

* 1ヶ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方

* 2ヶ所以上から給与を受けている方

* 年の途中で退職したため年末調整を受けていない方

* 同族会社の役員などで、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方

* 災害減免法によって源泉徴収の猶予などを受けた方

* 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受けるときに所得税を源泉徴収されないこととなっている方

公的年金等の雑所得がある方

退職所得がある方(一般的には必要ありませんが、必要な場合があります。)

(2) 確定申告をすれば還付を受けられる場合

(還付申告をしなければ、還付をうけることはできません。)

* 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる方

* 平成20年の途中で退職した後、就職しなかった方

* 予定納税の額が申告納税額よりも多い方

(3) 確定損失申告をすることができる場合

純損失や雑損失があって、翌年以降繰越控除を受けるため、又は、その年分の純損失の金額について純損失の繰戻しによる還付を受ける場合等には、確定損失申告をする必要があります。

(損益通算)

不動産所得や事業所得、譲渡所得の金額の赤字は、他の所得から控除します。このことを損益通算といいます。赤字を差し引くには、差し引く所得に順番があります。

居住用財産については、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の通算、特定居住用財産の譲渡損失の通算があります。

(繰越控除)

損益通算してもなお控除しきれない赤字がある場合、所定の確定申告書を提出すれば、赤字のでた年の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。

繰越控除には、純損失の繰越控除(一般の場合と青色申告の場合)、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、雑損失の繰越控除があります。